

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成30年12月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	東海村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/viewer/info.html?id=4841

執行機関名 東海村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東海村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年東海村条例第39号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年東海村条例第30号)別表第1 第1の項 東海村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年東海村条例第39号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	東海村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年東海村条例第39号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の <u>健康の保持増進</u> を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の <u>安定と福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東海村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年東海村条例第39号) 東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和52年東海村規則第3号)